

都市再生整備計画(第1回変更)

やぎゅうがわなんぶ
柳生川南部地区

愛知県 とよはし 豊橋市

平成25年2月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	愛知県	市町村名	豊橋市	地区名	柳生川南部地区	面積	90 ha
計画期間	平成 23 年度 ~ 平成 27 年度	交付期間	平成 23 年度 ~ 平成 27 年度				

目標

住み続けたいと感じられる良好な住環境が確保されたまちづくり

- ①ゆとりある住環境の創出
- ②自然災害・交通災害に強い、安全安心なまちの形成
- ③憩い・地域交流の場の創出

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

- ・計画区域は、豊橋市中心市街地の南西2.5km、臨海部の工場群まで3kmに位置し、北側は二級河川柳生川に接し、柳生川対岸及び南側は既に区画整理事業により整備された既成市街地に接している。
- ・本地区の大部分は、大正14年工事完了の耕地整理事業により面的整備された地区であるが、既成市街地に隣接していることから、周辺部からミニ開発等による無秩序な市街化が進行している。また、地区内の道路は狭隘であるにもかかわらず、周辺部からの通過交通量の激増により、交通渋滞や交通事故の危険も高まっている。
- ・昭和63年5月から「三河港の後背地として優良宅地の利用増進を図る」ために区画整理についての勉強を始め、平成7年1月に区画整理発起人会を結成した。その後、平成14年度から土地区画整理事業を実施している。
- ・平成18年度から平成22年度までの都市再生整備計画事業(第1期)において、区画整理事業や公園事業により一体的な整備を進め、まちづくりにおいて一定の事業効果を得た。
- ・地区内には未だ消防活動困難区域や道路網の連続性が確保されていない箇所があるため、公共施設の改善など基盤整備の継続により良好な住環境と防災性の確保が求められている。
- ・事業の進捗に伴い地区内交通量が増加しており、地区内住民が安全・安心に暮らせるように交通安全対策が求められている。
- ・本地区及び周辺地区には、地区住民が憩い・地域交流の場として利用できる都市公園が少ないため、日々の生活にゆとりを感じられる魅力あるまちの形成のための公園整備が求められている。
- ・本地区の標高は1m前後の内水地区であり、近年の豪雨により道路冠水や床上・床下浸水が発生している。このため、雨水排水路・雨水調整池整備などの浸水対策が早急に必要となっている。

課題

平成22年度までの都市再生整備計画において基盤整備を行ったことにより一定の効果を得たが、住み続けたいと感じられる良好な住環境が確保されたまちづくりを図るために、道路網の連続性を確保するなど残された未整備箇所の早期完了や雨水排水施設の整備が求められている。よって、今後も引き続き良好な住環境の整備などにより魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。

- 狭隘な道路が未だ残されており、交通安全上・防災上の問題があるため、道路網の連続性の確保が必要である。
- 児童や高齢者の安全確保のため、交通環境整備を推進する必要がある。
- 地区住民が豪雨による心配が無く暮らせるよう、浸水対策を図る必要がある。
- 地区住民の憩い・地域交流の場であり、災害時には一時的に避難ができる公園の整備を行う必要がある。

将来ビジョン(中長期)

第5次豊橋市総合計画

- 市街地の整備と景観の形成 — 安全で快適な市街地を形成するため、土地区画整理事業による住環境の向上を図る。
- 生活道路の整備 — 安全な交通環境を確保するため、自転車歩行者道や交通安全施設などの整備に努める。
- 水と緑の環境づくり — 市民が緑にふれあうことのできる空間を創出するため、水と緑のネットワークに配慮した公園・緑地を充実します。
- 治山・治水・侵食対策の充実 — 浸水被害を防ぐため、河道改修により河川・水路の流下能力を高めるとともに、雨水流出抑制対策を進める。

豊橋市都市計画マスタープラン

- 市街地整備の方針 — 安全で快適な都市空間を形成するため、土地区画整理事業を計画的に推進する。
- 都市施設整備の方針 — 歩行者、自転車のための安全で快適な移動空間の確保を図る。
- 防災都市づくりの方針 — 無計画な市街地形成や土地利用の混乱を防ぎ、地震、火災などに対する都市防災を進める。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値
				基準年度	目標年度
消防車両進入困難区域率	%	幅員4m未満の道路により消防車両が進入することが出来ない区域面積の、地区面積に対する割合	消防活動等の救急活動や災害時の避難に支障となる狭隘道路解消のため区画道路整備に努め、防災対策の充実を図る。	21	10
排水路整備率	%	幹線排水路の整備率	地区内に計画されている幹線排水路を整備することにより、防災対策の充実を図る。	6	33
建築行為許可件数	件	土地区画整理法第76条に基づく建築行為許可件数	良好な住環境の整備などにより魅力あるまちづくりを進め、住宅建築の促進と人口定着を図る。	103	450

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>方針1 ゆとりある住環境の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4号公園(仮称)を整備し、日々の生活にゆとりを感じることで、うるおいのある都市空間を創出する。 ・土地区画整理事業を施行し、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図ることにより、ゆとりある住環境を創出する。 	<p>方針に合致する主要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■第4号公園(仮称)整備事業(基幹事業) ■豊橋柳生川南部土地区画整理事業(基幹事業:都市再生) ○豊橋柳生川南部土地区画整理事業(関連事業:特会)
<p>方針2 自然災害・交通災害に強い、安全安心なまちの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4号公園(仮称)を整備し、災害時の緊急避難場所を確保する。 ・土地区画整理事業を施行し、狭隘道路を解消して道路網の連続性を確保することにより、生活道路の交通安全対策を図るとともに安全に避難場所へ移動できる環境を確保する。 ・生活環境改善事業により、地区内交通の安全対策を図る。 ・土地区画整理事業により、幹線排水路・調整池を整備し、併せて既設排水構造物の改善を行うことにより、安心して暮らせる環境を整備する。 ・地区を通過する幹線道路・補助幹線道路を整備することにより、通過交通車輛と歩行者を分離し、安心して通学できる空間を確保する。 	<p>方針に合致する主要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■第4号公園(仮称)整備事業(基幹事業) ■豊橋柳生川南部土地区画整理事業(基幹事業:都市再生) □生活環境改善事業(提案事業) □浸水対策事業(提案事業) ○豊橋柳生川南部土地区画整理事業(関連事業:特会)
<p>方針3 憩い・地域交流の場の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4号公園(仮称)を整備し、憩い・地域交流の場を確保する。 	<p>方針に合致する主要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■第4号公園(仮称)整備事業(基幹事業)
<p>その他</p>	

都市再生整備計画の区域

